

京都市消防局訓令甲第4号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局災害活動組織規程の一部を次のように改正する。

平成31年1月23日

京都市消防局長 荒 木 俊 晴

別表第3山科警防本部の項中「勸修寺」を「西勸修寺」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年1月27日から施行する。

(消防局警防部警防計画課)